北海道道央アマ・ゴルフ研修会規約

第一章　　総　　則

　（名　称）

第 １ 条　本会の名称は、道央アマ・ゴルフ研修会（以下本会という）と称する。

　（事務所）

第 ２ 条　本会の事務所は、北海道ゴルフ連盟内に置く。

　（目　的）

第 ３ 条 本会の会員は、アマチュアゴルファーとして人格の陶冶、ゴルフ技術の向上に努めると共に、会員相互の親睦を図り、北海道アマ・ゴルフ研修会と連携を深め、北海道ゴルフ界の発展に寄与することを目的とする。

　（運営の原則）

第 ４ 条　本会は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

　（事　業）

第 ５ 条　本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

　　　　　１．月例競技の実施

　　　　　２．役員会において必要と認めた臨時競技

　　　　　３．本会の目的に副う競技への後援

　　　　　４．ゴルフ・ル－ルの研修

　　　　　５．その他目的達成に必要な事業

第二章　　会　員

　（会員資格）

第 ６ 条　　本会は、北海道ゴルフ連盟加入倶楽部で所属する倶楽部会員と北海道ゴルフ連盟個人加盟者でＪＧＡハンディキャップインデックス、**男子13.4、女子・男子シニア15**.**4**迄の任意者で本会の目的に賛同し、協力出来る者。

　（入会及び会費の納入）

第 ７ 条　入会しようとする者は、所属倶楽部又は北海道ゴルフ連盟より入会　　　　　金と定められた会費を毎年所定の期日迄に納入しなければならない。

 　２.年中途で入会しようとする者は、入会金と１年間の年会費を納入しなければならない。

　（入会金及び年会費）

第 ８ 条　入会金及び年会費は次のように定める。

　　　　　**１．入会金**男子　１０，０００円　　　再入会金　５,０００

　　　　　　男子シニア・女子　　５，０００円　　　再入会金　５,０００

**２．年会費（登録料）男子・男子シニア**１２，０００円（**女子**１０，０００）

**３．**ジュニア・学生　　入会金及び年会費は免除とする。

**４．**男子・男子シニア２部門登録者　￥１６，０００円

　（会員資格の喪失）

第 ９ 条　本会の会員は次の事由により資格を失う。

　　　　　１．年会費を納入しないとき

　　　　　２．死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

　　　　　３．除名されたとき

　　　　　４．本会が解散したとき

　　　　　５．出場停止期間で有っても登録費（年会費）を納入しなければならない。

　　　　　　　　（未納の場合には、出場停止期間は継続する）

　（入会の拒否）

第１０条　本会に入会を希望する者が、倶楽部及び他地区の研修会において、除名又はこれに類する処分を受けている場合は、役員会において入会を拒否することができる。

　（退会）

第１１条　本会の会員が、定められた会費を毎年所定期日までに納入しなけれ　　　　　ば退会とする。

　（除名）

第１２条　本会の会員が次の各号の一つに該当する時は、役員会の決議により、　　　　　これを除名することができる。

　　　　　(1) 本会目的遂行に反する行為のある時

　　　　　(2) 会員として著しく品位を汚す行為のある時

 (3) その他会員として適当でないと認められた時

 ２.前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に予め通知すると共に、除名の議決を行う役員会において弁明する機会を与えなければならない。

第三章　　総　　会

　（総会の構成）

第１３条　本会の総会は、各倶楽部及び個人加盟者の会員代表者（以下代表幹事と称す）１名をもって構成する。

　（総会の種類）

第１４条　本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

　（総会の招集）

第１５条　定時総会は毎年１２月に会長が招集する。

　　 　２.臨時総会は、次に揚げる場合に会長が招集する。

　　　　　(1) 会長が必要と認めた時

　　　　　(2) 役員会が招集の必要を決議した時

(3) 半数以上の代表幹事により、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があった時

 ３.総会の招集には、会議の目的たる事項並びに日時、場所を記載した書面をもって会日の１０日前までに代表幹事に通知を発しなければならない

　（総会の議長）

第１６条　総会の議長は、会長の指名した者がこれにあたる。

　（総会の成立及び決議）

第１７条　総会の定足数は代表幹事の過半数とする。

　　　２.総会の決議は、この規約に別に定めるものの他、代表幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

 　 ３.第１８条第２項に規定する委任による出席及び議決権の行使は会員に委任した場合に限り有効とする。

　（表決権及び書面表決権）

第１８条　代表幹事は、総会における各１個の表決権を有する。

　　　 ２.やむを得ない理由により総会に出席できない代表幹事は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

　 ３.前項の場合において、前条及び第２０条第１項第３号の規約の適用については、出席したものとみなす。

　（総会の決議事項）

第１９条　本規約に別に定めるものの他、次の事項は総会の決議を経なければ　　　　　ならない。

 (1) 規約の変更

　　　　　(2) 事業計画及び収支予算の決定

 (3) 事業報告及び会計報告の承認

　　　　　(4) 役員の選出

　　　　　(5) 入会金及び会費の額の決定並びに変更

　　　　　(6) 本会の解散

　　　　　(7) 解散の場合、精算人の選任及び残余財産の処分方法の決定

　　　　　(8) その他特に重要な事項

　（総会の議事録）

第２０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ　　　　　ばならない。

　　　　　(1) 総会の日時及び場所

　　　　　(2) 代表幹事の現在数

 (3) 出席した代表幹事の数

 (4) 決議事項

 (5) 議決の経過の概要及びその結果

 (6) 議事録署名人に関する事項

 　　２.議事録には、議長及び出席した代表幹事のうちから総会において選任された議事録署名人２人以上が署名捺印しなければならない。

第四章　　役員及び役員会

　（役員の種類及び数）

第２１条　本会の役員は次の通りとする。

　　　　　(1) 会　　長　　－名

 　 (2) 副会長　 　四名　　　　　**女子部　　　　　　　　　　シニア部**

 　(3) 幹事長　　 一名　　**（７）部長**　　　**一名　　（１０）部長　　　一名**

 　(4) 副幹事長　　四名　　**（８）副部長　　数名**　　**（１１）副部長　　数名**

 　(5) 常任幹事　　　　　　**（９）常任幹事　数名　　（１２）常任幹事　数名**

 　(6) 会計監事　　二名

　（役員の選任・解任）

第２２条　役員は、本会の会員であることを要し、総会において選任及び解任される。

　　　 ２.役員の選任方法について必要な事項は「北海道道央アマ・ゴルフ研修会役員選出規定」に定める。

　（役員の任期）

第２３条　役員の任期は２年間とする。ただし、再任を妨げない。

　　　 ２.期のなかばに選任された役員の任期は、その期の末までとする。

　　　 ３.任期の満了、又は辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

　（顧問の委嘱）

第２４条　本会は顧問を置くことができる。顧問は、本会に功績のあった者のうちから、総会に於いて推挙し、会長がこれを委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。

　（役員の職務）

第２５条　会長は本会を代表し、会務を統括する。

　　　 ２.副会長は会長を補佐し、会務をつかさどり、会長に事故あるときは予め定めた順序によりこれを代理する。

　　　 ３.幹事長及び副幹事長は、会長及び副会長を補佐して会務をつかさどり、かつ事務を統括する。

　　　 ４.常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。

 ５.会計監事は、本会の経理及び業務執行の状況を監査する。

　（役員会の招集）

第２６条　役員会は、会長がこれを招集する。

 　　３分の１以上の役員より招集の請求があった時

　（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

　（役員会の成立及び決議）

第２８条　役員会は役員の過半数以上の出席により成立し、その決議は出席者　　　　　の過半数をもってこれをなす。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

　（役員会の決議事項）

第２９条　役員会は次の事項を決議する。

 (1) 総会に提出する議案

 (2) 総会から委託された事項

 (3) 事業及び予算

 (4) 会員の資格の審査及び決定

 (5) 「北海道道央アマ・ゴルフ研修会役員選出規定」並びにその他の　　　　　　　「規定」・「細則」の制定及び変更廃止

 (6) その他業務執行に必要な事項

第五章　　会　　計

　（収支）

第３０条　本会の資産は、入会金、年会費、競技参加料及び寄付金等をもって構成する。

　　　 ２.本会の経費は、資産をもってこれにあてる。

　（資産の管理）

第３１条　資産は、会長が管理する。

　（会計区分）

第３２条　本会の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計に区分し処理する。

　　　 ２.一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

　　　 ３.特別会計は、一般会計で処理するに不適当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

　（会計及び事業期間）

第３３条　本会の会計および事業年度は**、**１２月１日に始まり翌年１１月３０日に終る。

第六章　　雑　　則

　（施行規則等）

第３４条　本会は、本規約の運用を円滑にするため、本規約に別に定めるものの他役員会の議を経て、施行に関する規定・細則等を定める。

 は昭和五十年十一月一日より施行する。

 昭和５３年１１月１０日　一部変更

 〃 ５４年１１月２０日 〃

 〃 ５７年１１月２９日 〃

 〃 ５８年１１月２４日 〃

 〃 ６０年１１月２６日 〃

 平成 ３ 年１２月 ６ 日 〃

 平成 ８ 年　１月３０日 〃

 平成 ８ 年１２月 ９ 日 　〃

　　　　　　　　　　　　 　平成１５年　２月１０日 　〃

　　　　　　　　　　　　　 平成１６年１２月１２日 　〃

　　　　　　　　　　　　　 平成１８年１２月１３日 　〃

　　　　　　　　　　　　　 平成２０年１２月１８日 　〃

　　　　　　　　　　　　　 平成２１年１２月１６日　一部追加変更

 平成２３年１２月１６日　一部追加変更

 平成２４年１２月１５日　一部追加変更

　　　　　　　　　　　　　 平成２５年１２月１２日　一部追加

　　　　　　　　　　　　　 平成２６年１２月１１日　一部変更

平成２７年１２月１０日　一部変更

平成２８年１２月１３日　一部追加

平成３０年１２月１３日　一部変更（登録料）

令和　元年１２月１２日　一部変更